

## 上野原市規則第35号

上野原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則を次のように定める。

平成26年12月15日

上野原市長

上野原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、上野原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成26年条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(既存不適格建築物等の届出)

第2条 条例第5条第2項又は第3項若しくは第9条の規定の適用を受けようとする者は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条に規定する申請書を提出する前に、既存不適格建築物等台帳（様式第1号）の正本及び副本に、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図及び断面図並びにその他市長が必要と認める書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(公益上必要な建築物の特例に関する建築許可申請)

第3条 条例第11条の許可を受けようとする者は、法第6条に規定する申請書を提出する前に、許可申請書（様式第2号）の正本及び副本に建築基準法施行規則第1条の3に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図及び申請理由書並びにその他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき許可をしたときは、許可通

知書（様式第3号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による申請に基づき許可をしないこととしたときは、許可しない旨の通知書（様式第4号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（許可の内容の変更）

第4条 前条の規定により許可を受けた内容を変更しようとするときは、前条第1項の規定に準じて市長の許可を受けなければならない。ただし、市長が既に許可を受けた事項の範囲内であると認めてその変更を承認したときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定による承認を受けようとする者は、設計変更申請書（様式第5号）の正本及び副本に許可通知書及び当該変更に係る書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、設計変更承認通知書（様式第6号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（名義変更）

第5条 第3条の規定により許可を受けた建築物に係る工事が完了する前に当該建築物の建築主又は建築主の住所に変更があったときは、変更前の建築主と変更後の建築主が連署して名義変更届（様式第7号）に許可通知書を添えて、市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、名義変更届受理通知書（様式第8号）により当該届出をした者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第6条 第3条の規定により許可申請書を提出した者は、市長が許可等の処分をする前に申請を取り下げようとするときは、許可申請取下げ届（様式第9号）により、市長に届け出なければならない。

（工事の取りやめ）

第7条 第3条又は第4条の規定による許可を受けた建築物の建築主は、当該建築物の工事を取りやめたときは、工事取りやめ届（様式第1

0号)に許可通知書を添えて、市長に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第8条 市長は、第3条及び第4条による許可が虚偽の申請その他不正の行為によるものであることが判明したときは、当該許可を取り消すことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。